

稜南中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめを助長したり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で臨む。また生徒の細やかな変化にも気を配り、些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめの発生、深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育むことにつながる。

そのためには、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという観点に立ち、指導を徹底することが重要である。

(2) いじめの定義・理解

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの例としては以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 方針

- ・(いじめの禁止)

生徒は学校の内外を問わずいじめを行ってはならない。またいじめを看過してはならない。

- ・(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための基本となる事項

(1) 基本的な取組

ア 学校におけるいじめの防止

- ・学校の最重点目標の一つとして、いじめを絶対にしない、見過ごさないことを掲げ、生徒・教職員・保護者が一丸となって、組織的に取り組む。

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・教職員が生徒たちに愛情を持ち、生徒一人一人を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、学級・学年・委員会・部活動を通して自己の存在感や充実感が感じられる仲間づくりに努める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、いじめを助長する可能性があることから、校内研修等で人権教育に関する研修・いじめに関する研修を充実させ、体罰禁止の徹底を図る。
- ・生徒一人一人が将来の夢や希望を持ち、それに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりに努める。
- ・保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、PTA総会や学年懇談会等の保護者会を通じて、いじめに対する学校の姿勢を示し、各家庭にも協力を呼びかけ、連携を強化する。

イ いじめ早期発見のための措置

- ・学級・学年・部活動での生徒の変化に気を配り、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ・普段から生徒との関わりを大切にし、生徒間の人間関係や発言を把握する。
- ・定期的なアンケート調査（心のアンケートなど）や教育相談の事前アンケートを適宜実施し、いじめの兆候の把握に努め、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また教育相談の充実を図る。

ウ いじめ防止等に関する措置

(ア) いじめ防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の中で、学年間でいじめ等に関する情報交換を行う。また情報の収集と記録及びその集約と共有化を図る。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート結果、教育相談、日常の観察）
- ②いじめ防止に関することの共通理解
- ③いじめ事案への対応に関すること及び経過報告
- ④学校全体でいじめ防止等に対する取組に関することの共通理解

〈開催〉

週1回を定例会として、いじめ事案の発生時は緊急開催も考慮する。必要に応じて、SC、SSW等外部専門家の参加を得て対応することにより、より実効的な解決に資する。

(イ) 生徒会主催の生徒朝会を通じて、「稜南中学校 人権宣言」（平成25年12月12日策定）の確認を行う。また各学級に人権宣言を掲示し、適宜担任から確認・指導を行う。

稜南中学校 人権宣言

- 一 稜南生は、一人一人の個性を受け入れる「広い心」を持ちます。
- 一 稜南生は、人の悩みを聞く「温かい心」を持ちます。
- 一 稜南生は、周りに流されず、自分の意志を貫く「強い心」を持ちます。
- 一 稜南生は、自分の思いを伝える「素直な心」を持ちます。
- 一 稜南生は、いじめを絶対に許しません。



平成25年12月12日 稜南中学校 生徒会

(ウ) いじめへの対処

- ・ いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。また管理職に報告・連絡・相談を直ちに行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、学年会、生徒指導委員会で対応を協議し、いじめを止めさせる。またいじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために、保護者と連携をとりながら、実態に応じた措置を検討し、実行する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等の諸機関と連携して対処する。

段階	留意点
事実の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な実態把握 ・ 関係生徒への聞き取りによる全体像の把握 ・ 管理職への速やかな報告・連絡・相談
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年部での共通理解と対応協議 ・ 生徒指導委員会での学年間の共通理解と対応協議 ・ 全職員での共通理解
指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の心情理解とケア（SCとの面談） ・ 原因の把握 ・ 加害者への指導・助言 ・ 加害者の保護者への助言
継続指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な経過観察 ・ 再発防止への取組の検討と実行 ・ 被害者・加害者への指導・支援 ・ 被害者・加害者の保護者への助言

(エ) 家庭や地域との連携

- ・ 地域全体で生徒の見守り、健やかな成長を促すために、PTA活動や学年・学級懇談会、部活動保護者会など、あらゆる機会を活用し、保護者との連携を図る。
- ・ 熊本版コミュニティースクール会議を活用し、学校の実態把握のための調査結果や取組の内容について情報提供するなど、いじめ問題について家庭・地域と連携した対策を推進する。

- ・ S C 及び S S W など外部関係者を積極的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ・ 学校に相談できずに、問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア ブログや L I N E などの SNS 等を通じたいじめに対応するために、学校における情報モラル教育を進める。また P T A 総会、学年・学級懇談会を通じて保護者への理解・啓発に努める。

イ インターネット上での不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学年会・生徒指導委員会において対応を協議する。その際、関係生徒からの聞き取り調査、被害を受けた生徒への対応及びケアなど必要な措置を講ずる。

ウ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的なケアに努める。また書き込みの削除や書き込んだ生徒への対応については、必要に応じて、外部機関との連携も視野に入れながら対応する。

3 重大事案への対処

生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、天草市教育委員会に速やかに報告する。また必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 天草市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ア 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、または解決しても登校が困難など、学校生活に著しく支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
 - イ 加害生徒について、改善が望めず、被害生徒の学校生活に著しく支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。